

平成30年1月より、支給認定の申請手続きには、個人番号（マイナンバー）の記載が必要になります。

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「法」といいます。）の施行に伴い、保育施設の利用申込み手続きに必要な書類の一つである「支給認定申請書」に、個人番号（マイナンバー）の記載が必要になります。

「支給認定申請書」を提出の際は、個人番号を記載していただくとともに、「個人番号確認」と「身元確認」が必要となりますので、次の書類を窓口にご持参いただきますようお願いします。

◎「支給認定申請書」に個人番号の記載が必要な方

- ・申請者（保護者）及び申請者の配偶者
- ・支給認定を希望する児童
- ・父母以外の方が家計の主宰者となる場合には、家計の主宰者

◎ご持参いただくもの（「個人番号確認」と「身元確認」の書類）

下表のとおり、本人確認書類をご持参ください。代理で申請される場合は、代理権の確認書類（委任状等）及び代理人の身元確認書類が必要です。

本人確認書類	【1点のみで本人確認（個人番号確認・身元確認）が可能な書類】	
	個人番号カード	
	【2点以上で本人確認（個人番号確認・身元確認）が可能な書類】 個人番号カードをお持ちでない方は、通知カード等の個人番号がわかる書類と運転免許証等の身元確認がわかる書類をお持ちください。 ※身元確認の際、顔写真付身分証明書は1点、顔写真なし身分証明書は2点の提示が必要です。	
	個人番号確認書類	身元確認書類

・通知カード	【顔写真付身分証明書（以下の書類から1点）】
・個人番号が記載された住民票の写し	・運転免許証
・個人番号が記載された住民票記載事項証明書	・パスポート
	・身体障害者手帳
	・精神障害者保健福祉手帳
	・在留カード
	・特別永住者証明書 等
	【顔写真なし身分証明書（以下の書類から2点）】
	・公的医療保険の被保険者証
	・年金手帳
	・児童扶養手当証書
	・特別児童扶養手当証書 等

※法第9条に基づき、本申請に係る事務の処理に必要な範囲を超えて利用することはありません。

※郵送の場合は、すべての個人番号につき、個人番号カード、通知カードまたは、個人番号が記載された住民票等の写しを添付してください。

※提示や提出が困難な場合にはお問い合わせください。

<問い合わせ先>

保育課保育施設利用係（電話 03-5722-9868）